

『立正安国論』の一考察

——「安国」の概念を中心に——

古 河 良 啓

一、はじめに

『立正安国論』の大意は、正嘉元年（一二五七）以来打ち続いていた災難の原因究明と、そうした状況を改善し、釈尊の正しい教えに基づいた安穩な国土を実現する方策の提示といえる。それは第九段の「汝早改^メ信仰之^レ寸心^ヲ速^ニ帰^セ実^ニ乘^レ之一^ニ善^ニ。然^レ則^ハ三^ハ界^ハ皆^ハ仏^ニ国^也。仏^ニ国^{其^レ衰^シ哉}。十方^ハ悉^ク宝^ト土^也。宝^土何^レ壞^レ哉。国^{無^ク衰^微一^ニ土^{無^ク破^壊一^ニ身^ハ是^ハ安^全。心^是禪^定。此^詞此^言可^レ信^可崇^矣。」（定二二六頁）の主人の答えに集約される。聖人は、災難の原因が背正帰悪にあることを種々の經典に見出し、題号にあるように「立正安国」の四字、すなわち「正法である法華経を建立して国を安んずる」ことによって、苦しむ人々や荒廢した日本の国土を救済せんとしたのである。}}

しかし本書においては、「立正安国」への手段としての破邪に大部分の紙数が充てられ、安国の具体的な意味内容や、その概念構造、正法建立の結果としての安国の理由には十分な説明がなされていないと思われる。それでは聖人が目指した安国とはどのような状態なのであるか。この様な視点から、聖人における安国の概念を究明しようとするとき、文応元年当時の聖人の思想的立場を基本として、その教学の展開を考慮しながら、総合的に検証する必要がある。

そこで本稿では、佐渡流罪までの時期に考察範囲を限定して、御遺文より安国の概念を抽出し、佐前における聖人の安国についての意味内容やその具体像について考察していきたい。

二、「立正安国」の教理的論拠

本節では、正法である法華経を建立することによって、日本の国土が安穩な仏国土になるとした「立正安国」の理由、教理的論拠について確認していきたい。

まず、日本の国土と法華経の関係性については、次に示す『守護国家論』の一文に何うことが出来る。

答云法華経第八云於如来滅後閻浮提内広令流布使不断絶。七卷云広宣流布於閻浮提無令断絶。涅槃経第九云此大乘經典大涅槃経亦復如是。為於南方諸菩薩故当広流布「已上経文」。

雖三千世界広一仏自以法華・涅槃・定南方流布。於南方諸國中日本国殊法華経可流布一処也。
(定一一八頁)

ここで聖人は、法華経第八卷の勧発品の文と第七卷薬王品の文、『涅槃経』第九卷の如来性品の文に説示される国を日本国と会通し、日本国は法華経や『涅槃経』に有縁で、それらが広まるべき国であるとして、そこに宗教的な意義付けをもちたらされている。

そして右の一文に続いて、僧肇の「法華翻経後記」と慧心の『一乗要決』の文を、日本国が法華経の流布すべ

き国である証拠として引用し、「願日本国今世道俗捨選集久習一依法華・涅槃現文一恃一肇公慧心日本記一企法華修行安心。」(定一一九頁)と述べ、日本国の人々が法華経に帰依するよう説くのである。

つまり聖人において法華経とは、後の五義判に集約されるように、教判の面において釈尊の教法の肝心であるだけでなく、日本国と有縁の關係を持つ經典として位置づけられていることがわかる。したがって末法の日本の国土に住む人々は法華経によって救われるという「立正安国」の論拠は、主として法華経の勧発品・薬王品の経説に基づいたものであることが確認できる。

さらに聖人は、日本国は法華経に有縁の国であるからこそ、法華経を建立することによって、現実の日本の国土に仏国土が顕現されるべきであるとし、

答曰法華経二十八品肝心 寿量品云我常在此娑婆世界。亦云我常住於此。亦云我此土安穩文。如此此文者本地久成円仏在此世界。捨此土可願何土乎。故法華経修行者所住之処可思淨土。何煩求他処乎(定一一九頁)

と述べている。聖人は、釈尊が娑婆世界に常住しているのであるから、法華経を信ずる人々は娑婆世界を淨土と

すべきであることを、寿量品の説示に見出したのである。しかし釈尊常住であるからといって、娑婆世界がそのまま浄土に直結するのではなく、「故法華経修行者所住之処可思淨土」と法華経修行者所住の所をもって浄土と規定しているように、この娑婆世界が本仏の浄土であるためには、そこに衆生の法華経信仰が必要とされるのである。

こうした現実の国土を肯定するという聖人の浄土観には、中古天台の本覚思想との繋がりが指摘される。本覚思想は端的に言えば、穢土として穢れた娑婆世界の現状を認め、その現状がそのまま仏国土とする娑婆即寂光の考えである。

だが一方聖人においては、此土と浄土は相即するものであるが、此土はそのまま浄土に成るのではなく、そこには此土を浄土へ転換するという、現実改革としての事理的な行動を伴う必要があるのである。それは前述したように、法華経の信仰と実践が不可欠となるのであり、この点からすれば、聖人の浄土観は天台大師の浄土観や中古天台の本覚思想とは異なるものといえるであろう。

その法華経信仰によって此土に顕現される浄土こそが、寿量品に説示される「衆生見劫尽 大火所焼時 我此土

安穩 天人常充滿」と考えられる。聖人はこの寿量品の経説を自身の実現すべき安国のモデルとし、それは『安国論』で「然則三界皆仏国也。仏国其衰哉。十方悉宝土也。宝土何壊哉」の文として示されたと推察できるであろう。そして、この仏国土は「三界・十方」と、日本に止まらず世界へ広がる規模であることが伺え、それは末法の世において日本を始点とし、正法である法華経が東から西へ広がるという意味を含むのである。

しかし、当時の人々は釈尊所住の現実の国土を忘れ、西方の極楽浄土を信仰する来世主義が流行していた。このような風潮の中で、聖人は此土を捨て他土に浄土を求めた法然浄土教の来世主義を批判し、災厄の原因が法然浄土教にあると指摘するのである。法華経に依拠し、その国土観に基づいて現実の国土を肯定し、此土に浄土を求めた点、つまり念仏によって捨てられた此土を復権し、その現状の改善を目指した点に、聖人の安国思想の特徴を見ることができ、そこには阿弥陀信仰に対する本仏釈尊への信仰の回復という一面が含まれることを看取できるのである。

三、「安国」実現に向けた国王諫曉

次に、法華経に基づく安国の実現に向けた方策について考察していきたい。

『安国論』において聖人は、安国への方法論を破邪と顕正という二つの段階に分けて提示している。まず、第一問答から第八問答にかけて『涅槃経』の経説を中心とした謗法の禁断が述べられ、そして第九問答において正法の建立が説示される。安国に至るには、謗法を断絶し、人々の誤った信仰を正法に是正するという段階を踏む必要があることが確認できる。それでは聖人は、この謗法の断絶と正法の建立をどのように現実に実現しようとしたのであろうか。

『安国論』では、多くの經典をその必要に応じて論拠として用いているが、ここでは、第七段において引用される『仁王経』受持品と、『涅槃経』寿命品の二つの文に着目したい。

『仁王経』受持品には、「仁王経云仏告波斯匿王。是故付^ニ属^{シテ}諸国王^ニ不^レ付^シ属^セ比丘・比丘尼^ニ。何以^ヲ故^ニ。無^レ王威力^ニ」（定二二二頁）と、仏が仏法の委嘱先を比丘や比丘尼ではなく、国王を選定したことが述べられ

ている。仏法の委嘱に際して求められたのは「威力」であり、それ故権力を持つ国王に仏は仏法を委嘱したのである。つまり国王には持ちうる権力を行使して仏法を護持し、仏法を用いて国を治めることが求められるのである。

次に『涅槃経』寿命品には「涅槃経云今以^テ無上正法^ヲ付^シ属^ス諸王・大臣・宰相及^ヒ四部衆^ニ。毀^ル正法^ニ者^ハ大臣四部之衆^ニ当^ニ苦治^ス」（定二二二頁）とあるように、国王だけでなく、大臣や宰相、僧俗の者にまで仏法は委嘱されており、万民一丸となって謗法を対治することが述べられる。

仏法の国王への委嘱とその護持について説示されるこれら経文は、本書述作のための要文集である『災難興起由来』や『災難対治抄』、そして『守護国家論』においてもほぼ同様の箇所を引用していることが確認できる。

その中でも『仁王経』受持品は、『安国論』では災難の対策について述べた第七段で引用され、『国家論』では、謗法者を断絶すべき経証を挙げる大文の第四で挙げられている。この両書の引用箇所からは、国王が正しい仏法を権力によって護持することが、謗法に起因する災厄を対治する方策であると聖人が考えていたことが推察

唐巡礼記¹³」を引用し、遠くに中国の亡国の先例を示した上で、近い先例として後鳥羽上皇の末路を述べ、「汝莫^レ疑^{フコト} 汝莫^レ怪^{ムコト}。唯須^ク下捨^{テテ}凶帰^{ヲシ}善塞^{ニキキ}源截^{ヲル}根矣^ヲ」(定二一九頁)と、速やかに謗法を断絶して正法に帰依することを勧めるのである。

ここに明らかなように『安国論』において聖人が安国を実現する上で、その担い手としての国王は欠かすことのできない存在であり、極端に言えば国王の正法護持に安国の実現が左右される面があることを指摘できるのである。したがって時頼の信仰対象や為政者としての理念の改革は何よりも優先すべき課題であり、聖人は時頼の行動理念を法華経によって規範づけようとしたのである。

また、正法によって国王の行動理念を規定するという、こうした『安国論』の主張は、それは同じ政治権力と宗教の関わりでも、いわゆる旧仏教に見られる鎮護国家仏教とは、その構造と目的において大きく異なるものであるといえる。

旧仏教においては、仏教が権力の下に置かれ、特定の政治権力を護持し存続させることが目的といえるが、それに対して聖人は、仏教が政治権力を超越し、仏教によって政治の方向性を示すのであり、政治権力を安国という

目的達成への手段とするのである。

つまり聖人は『国家論』で「如^{ナラハ}仁王経^ノ文^ニ者^ヲ以^テ仏法^ヲ先付^ニ属^シ国王^ニ次及^ニ四衆^ニ。居^ル王位^ニ君^ニ・治^{ムル}国臣^ヲ以^テ仏法^ヲ為^シ先可^ト治^ム国也^ヲ」(定一一五頁)と述べているように、国王^ニ国主の権力を認めた上で、その国主の権力を安国実現へ行使するよう理念、価値観の転換を求めたのであり、現実の国家およびその権力機構を肯定し、それと仏教が結合するものといえる。

したがって正法の興亡が、権力機構の頂点に位置する国王の、正法擁護の実践に関わるものである点からすれば、本書が単に国主の改宗を促したものだけではなく、それと同時に国権の発動を要請し、正法を規範として政治家としての立場から謗法を弾圧する狙いが聖人にあつたと見ることができるとはならないだろうか。

高木豊氏はこうした聖人の仏教の政治権力への関わりについて、神聖政治の危険性を指摘している¹⁴。宗教が政治権力の指向性を導くという点からすれば、確かに神聖政治の要素が含まれていることは否めない。しかし鎌倉時代の問題を現代の視点から捉えるのは適切とはいえず、末木文美士氏も述べているように¹⁵、ここでは仏教が政治権力を超越することによって、一元的な政治権力

を相対化し、権力を監視および批判できる立場に仏教を位置づけたと見るべきであろう。

四、安国の具体像

それでは『安国論』の上奏によって、聖人は具体的にどのような安国の状態を日本国に実現しようとしたのであろうか。

その方法論としてはすでに述べたように、謗法の禁断と正法の建立である。この破邪顕正は共に国王を介して現実に行われるものであり、聖人は経文に説かれる仏法を委嘱された賢王を、国王の理想像として捉え、安国へ向けた方策の実施を期待していた。

そこで『安国論』以降の御遺文を、正法とその担い手である国主、という視点から見えていくと、桓武天皇に関連する記述に着目することができる。

『教機時国抄』では、「日本国一切衆生自桓武皇帝已来四百余年一向法華経機也。例如靈山八箇年為純円機。」(定二四四頁)と、桓武天皇より四百余年の間、日本の人々は法華経によって救われるべき機根となったと述べている。また同書では「桓武天皇御宇有伝教大師破小乘権大乘義顕法華経実義已来又無異義」

純一信法華経。」(定二四五頁)と、桓武天皇の御代に伝教大師が出られ、法華経の真実義を明らかにしてからは、人々が法華経を信じるようになったと述べている。注目すべきは『安国論御勸由来』の次の一文である。

桓武御宇山階寺行表僧正御弟子有最澄小僧。〔後号伝教大師〕已前所渡六宗並禪宗雖極之未叶我意。聖武天皇御宇大唐鑑真和尚所渡天台章疏經四十余年已後始最澄披見之粗覚仏法玄旨了。最澄為天長地久延曆四年建立叡山。桓武皇帝崇之号天子本命道場。捨六宗御帰依一向帰伏。天台円宗。(定四二二頁)

ここでは、最澄が国家の安泰を祈るため、延暦四年(七八五)に比叡山に一乗止観院を建立し、桓武天皇はこれを国家鎮護のための道場と定め、南都の六宗を捨てて天台法華宗に帰依した、とある。

さらに比叡山に関しては、『御輿振御書』の中で「今当末法日本国計有叡山。三千界之中但有此処敷」(定四三七頁)と、今、時代は末法に入り、この日本国の比叡山延暦寺のみが、法華経弘通の根本道場として、この広い世界の中に存在するとあり、聖人が末法における法華経流布の根本道場として比叡山を位置づけていた

ことが伺える。

こうした遺文からは、聖人が、法華経に依拠した伝教大師最澄を正法を広める者、そして桓武天皇は正法である法華経に帰依し、最澄の建立した比叡山を国家鎮護のための機関として護持した国王と規定していたことが伺え、自身の安国思想の範として見た一面があるように思われる。

しかし文応元年当時は、『安国論』⁽¹⁶⁾で述べられるように、法然浄土教の隆盛によって、人々は念仏の行者や阿弥陀堂以外には布施供養をせず、その他の寺院は荒廃しても再び建立されることはなかったのである。それは『災難対治抄』の「故古諸大師等所_レ建立_二鎮護_一国家道場雖_レ令_二零落_一無_レ護惜_二建立_一心_二」(定一六八頁)の如く、国家を護持するための道場である大寺院も同様であった。

人々の比叡山への帰依の衰退は、

然_ル後鳥羽院御宇建仁年中法然・大日_ト一人有_二増上慢者_一。悪鬼入_ニ其身_ニ狂_ニ惑_ニ國中上下_一。挙_レ代_ニ成_ニ念仏者_一。毎_レ人趣_ニ禪宗_一。存外山門御帰依浅薄。國中法華真言学者被_二弃置_一了。故叡山守護天照太神・正八幡宮・山王七社・國中守護諸大善神不_レ晦_ニ法味_一。失_ニ威光_一捨_ニ国土_一去了。悪鬼得_レ便_ニ至_ニ災難_一結句

自_リ他国_ニ可_レ破_ニ此国_一先相所_レ勤_ル也。(定四二二頁)

と『御勸由来』にあるように、比叡山を守護する天照・八幡など、諸天善神の捨国を引き起こすものであると聖人は述べている。

また『御勸由来』では、「殊_ニ清和天皇依_ニ叡山_一惠亮和尚_レ法威_ニ即位_ニ皇帝_一外祖父九條右丞相誓_ニ状_一捧_ニ叡山_一。源右將軍清和末葉也。鎌倉御成敗不_レ論_ニ是非_一違_ニ背_一叡山_ニ天命有_レ恐_ニ者_一歟。」(定四二二頁)と、今日の鎌倉幕府が比叡山を無視し、その意に背いて法華信仰を圧迫するならば、天罰を招くであろうと述べている。

この亡国の一因である善神捨国を止めるためには、『安国論』では謗法への禁施と正法への帰依が必要とされるのであるが、『法門可被申様之事』では、

又日蓮房の申候。仏菩薩並諸大善神をかへしまいらせん事は別の術なし。禪宗・念仏宗の寺々を一もなく失、其僧らをいましめ、叡山の講堂を造、靈山の釈迦牟尼仏の御魂を請入たてまつらざらん外は諸神もかへり給べからず、諸仏も此国を扶給はん事はかたしと申。(定四五六頁)

と、さらに焼失した比叡山の講堂を再建し、靈山の釈迦牟尼仏の御魂を請じ入れることが挙げられている。

同書では、開祖伝教大師最澄の時代より下った今日の比叡山の宗風を批判しているが、それと合わせて強調されるのは、先に述べてきた比叡山の重要性である。それは、

さるならば前王の正法実法を弘させ給と候を、今の王の権法相似の法を尊て天子本命の道場たる正法の御寺の御帰依うすくして、権法邪法の寺の国々に多くいできたれるは、愚者の眼には仏法繁盛とみへて、仏天智者の御眼には古き正法の寺々やうやくうせ候へば、一には不孝なるべし、賢なる父母の氏寺をすつるゆへ、二には謗法なるべし。若しからは日本国当世は国一同に不孝謗法の国なるべし。此国は釈迦如来の御所領。(定四四六頁)

と見られるように、最澄に帰依した桓武天皇と、誤った教えに帰依した今の天皇とを対比した一文に示され、正法流布の中心としての比叡山を捨てた後者を謗法であるとして批判しているのである。

また、右の一文の末尾には「此国は釈迦如来の御所領」とあり、ここに釈尊御領観を見ることが出来る。釈尊御領観は法華経譬喩品の「今此三界 皆是我有」の文に基づき、日本国は釈尊の所領であるとした考えである。¹⁷⁾

この釈尊御領観は、聖人の政治観にも関わるものといえ、同書では、

まして梵天帝釈等は我等が親父釈迦如来の御所領をあづかりて、正法の僧をやしなうべき者につけられて候。毘沙門等は四天下の主、此等が門まほり。又四州の王等は毘沙門天が所従なるべし。其上、日本秋津嶋は四州の輪王の所従にも及ばず、但嶋の長なるべし(定四四八頁)

と述べているように、娑婆世界唯一の三徳を具備する釈尊を頂点として、四天王↓四州の転輪聖王↓日本の国主という縦列の支配体系によって日本は統治されるとしたのである。

したがって、日本国の国主は、釈尊の所領を正法の国土とするために謗法を断絶する責務が求められるのである。聖人は諫曉を行うことでその責務の遂行を迫ったといえるであろう。

五、おわりに

本稿では『立正安国論』に説示される安国について、その教理的論拠や方法論、そして安国の具体的構造について、佐前の視点から考察を加えてきた。これまで述べ

てきたように、『安国論』における聖人の安国思想は、
釈尊と法華経に基づくものであった。聖人は法華経の経
説から、法華経と有縁である日本国の法華経流布による
安国の必然性を見出し、『寿命品』の文によって此土を
重視し、同様に説かれる国土観を現実の日本国に顕現す
べき仏国土のモデルとしたのである。

そして、法華経に基づいた安国を実現するには、謗法
の禁断と正法建立が不可欠であり、聖人は前執権の北条
時頼をその担い手としたのである。その思想的背景には、
『仁王経』や『涅槃経』に説かれる賢王の姿があったこ
とを指摘でき、また国主は釈尊から所領を預かる身分で
ある点からも、謗法を断絶することが求められたのであ
る。

つまり『安国論』述作時における安国への具体的な方
策は、実質的な権力者である時頼を諫暁することで正法
に帰依させ、現実の国家とその権力機構に超越的存在と
して仏法を結合させることにより、国家権力のもと謗法
への禁圧を加えることであつたといえるであろう。

その結果として実現される安国の具体像は、法華仏教
の復興といえ、それは外面的には法然浄土教の影響によっ
て荒廃した仏堂や僧坊を復興することであり、内面的に

は釈尊の所領である日本の国土に、釈尊の真髓である法
華経を中心とした釈尊仏教を復権させることといえる。

またこの実現すべき安国の理想像として、聖人は桓武
天皇と最澄の天台法華宗の時代を、一つの指針にしてい
たことが考えられる。それは最澄が開祖である比叡山を、
末法における法華経流布の根本道場¹⁸⁾として重要視して
いたこと、仏法の滅不滅は比叡山の動向にあると述べて
いることから明らかといえる。¹⁹⁾

聖人は比叡山の所領が法然浄土教により奪われたこと
によって、²⁰⁾諸天善神の捨国を引き起こすものとし、そ
の解決の手立てとして、焼失した比叡山の講堂を再建し、
靈山の釈迦牟尼仏の御魂を請じ入れることを主張してい
る。²¹⁾こうした点から見れば、比叡山が末法の法華経流
布の道場として、佐前の安国の具体像に含まれていたと
考えられるのである。

しかし聖人は、最澄が開いた天台法華宗の鎮護国家仏
教をそのまま継承するのではなく、あくまで一つの指針
とし、自身の安国思想は法華経寿命品の仏国土観に基づ
き、現実の国土においてそれを顕現することであつた。

今後は佐渡期以降の御遺文を対象とし、聖人における
「立正安国」思想の展開を考察していきたい。

註

(1) 本稿において考察の対象とする日蓮聖人遺文は、原則として真蹟現存・真蹟曾存・断片現存・断簡現存を中心とし、また偽作の疑いの見られない遺文や、直弟写本現存遺文については必要に応じて用いた。

(2) この日本国と仏法の関係性については、『安国論』述作から二年後に著された『教機時国抄』でより詳細に論じている。同抄では「四国者、仏教必依国可弘之。国寒国・熱国・貧国・富国・中国・辺国・大国・小国、一向偷盗国・一向殺生国一向不孝国等有之。又一向小乘国・一向大乘国・大小兼学国有之。而日本国一向小乘国歟。一向大乘国歟。大小兼学国歟。能能可勤之」(定二四三頁)と、国にはそれぞれ、その国土に適した仏教があることを述べ、「日本国一切衆生自桓武皇帝一已来四百余年一向法華経機也。」(定二四四頁)と、日本国は仏教伝来の当初より法華経の広まるべき国であるとし、「天台大師・聖徳太子・鑑真和尚・根本大師・安然和尚・慧心等記有之是知機者也。」(定二四四頁)といった先人の名を列ねてその論拠としている。また同様の記述は、『南条兵衛七郎殿御書』(定三二二頁)や『十章鈔』(定四九二頁)にも見られ、『南条兵衛七郎殿御書』では「釈迦如来・弥勒菩薩・須梨耶蘇摩三蔵・羅什三蔵・僧肇法師・安然和尚・慧心先徳等の心ならば、日本国は純に法華経の機也。」(定三二四頁)といった先人

をその論拠に掲げている

(3) 『守護国家論』で示される仏国土観は、佐渡において述作された『観心本尊抄』で「今本時娑婆世界離三災出四劫常住浄土。仏既過去不滅未来不生。所化以同体。此即已心三千具足三種世間也」(定七二二頁)と、より具体的に説示される。ここに聖人の仏国土顕現の思想が、佐前佐後を通じて、ぶれることのない一貫したものであることが窺えるのであり、今後、詳細に考察していきたい。

(4) 笹津海道氏は「日蓮聖人の娑婆浄土思想について」(山喜房仏書林『日蓮教学とその周辺』)の中で、聖人の浄土思想との関わりを指摘している。笹津氏は前掲の『国家論』において経証として引用された寿量品の「我常在此」の文が、天台大師の本国土妙において引用された経文と同一であること、釈尊を円仏として三身円満の仏身を当てたことや、「捨此土可願何土乎」の論調が『法華文句記』に類似した一文(「豈離伽耶別求常寂。非寂光外别有娑婆」(『正蔵』三四卷三三三頁C))があることから、先の一文が天台・妙楽の本国土妙を背景として論述されたのではないかと推察している(二〇九頁)。一方、中古天台においては、例えば『一帖抄』(『天台宗全書』九卷四五頁)、『妙行心要集』(『大日本仏教全書』三三三卷一七三頁a)等を参照。

(5) 小松邦彰氏は「守護国家論の一考察」(『大崎学報』一一五・一二六号)の中で、こうした天台の浄土思想について、特に智顛のそれについては「法華経の娑婆即寂光説を哲学

的世界観の形式において展開しようとしたものであり、理性的の法界であり、理念的なものであった」(一〇八頁)としている。

(6) 『立正安国論』(定二一六―二一七頁)

(7) 『正蔵』第八卷八三二頁b

(8) 『正蔵』第二二卷二八二頁a―b

(9) 注意すべきは、ここで述べられる仏法の委嘱は「毀_レ正法_一者、大臣四部之衆_ニ当_レ苦治_ス」と正法を謗る者を退治すべき時であり、仁王経の仏法委嘱の選定基準が権力であった点と異なるものである。

(10) 国王への仏法付属を説く『仁王経』受持品は『国家論』(定一一四頁)のみに引用されるが、『涅槃経』寿命品は『国家論』(定一一五頁)、『興起由来』(定一六一頁)、『対治抄』(定一七〇頁)と、『安国論』以前の三篇の遺文全てに引用されている。このことから当時の聖人において謗法の対治が何よりも重要な課題であったことが伺えるのである。

(11) 『正蔵』第四六卷一九頁a

(12) 『正蔵』第四六卷二一〇頁b

(13) 『大日本仏教全書』第一一三卷二頁・二五六頁・二六二頁取意・二七七取意等。

(14) 高木豊 「立正安国論再読」(太田出版『増補改訂 日蓮その行動と思想』)二九一頁

(15) 末木文美士 「日蓮初期思想の問題点」(太田出版『日蓮

的あまりに日蓮的な』六六頁

(16) 『立正安国論』(定二一六―二一七頁)

(17) 釈尊御領観は後年の『一谷入道御書』(定九九二頁)や『下山御消息』(定一三三八頁)にも説示されており、聖人の生涯を一貫した国土観であったといえる。

(18) 『御輿振御書』(定四三七頁)

(19) 『法門可被申様之事』(定四五三頁)

(20) 『立正安国論』(定二一六頁)

(21) 『法門可被申様之事』(定四五六頁)